

新設分割に関する事後開示書面

2025 年 8 月 1 日

株式会社アピリッツ
株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー

2025 年 8 月 1 日

新設分割に関する事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条並びに
会社法第 815 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 212 条に基づく書面)

東京都渋谷区桜丘町 1 番 1 号

株式会社アピリッツ

代表取締役 和田 順児

東京都渋谷区渋谷二丁目 16 番 1 号

株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー

代表取締役 八木 広道

株式会社アピリッツ（以下「当社」といいます。）は、2025 年 6 月 13 日付新設分割計画書に基づき、2025 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社の推しカルチャー & ゲーム事業（ただし、人材派遣・紹介事業を除く）に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社アピリッツ・ファンカルチャーパートナー（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関する会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条並びに会社法第 815 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 212 条に定める開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日

2025 年 8 月 1 日

2. 会社法第 805 条の二の規定による請求に係る手続きの経過

本新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割であり、同法第 805 条の二ただし書きに定める場合に該当するため、差止請求に係る手続きは実施しておりません。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続きの経過

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本新設分割は、会社法第 805 条に規定される簡易新設分割であり、同法第 806

条の適用はありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続きは実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本新設分割に際して会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続きは実施しておりません。

(3) 債権者保護手続

本新設分割において、当社は新設会社に承継される債務について併存的債務引受を行いますので、会社法第 810 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

4. 新設分割により新設会社が当社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2025 年 8 月 1 日をもって、新設会社より新設分割計画書に記載された事業に関する権利義務を、同計画に従い承継いたしました。

5. 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上